

## 地域医療構想の推進に向けた支援事業の概要

### 1. 単独支援給付金支給事業

【事業内容】 病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給する。

【支給対象】 平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床再編支援に関する計画を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者。

【支給要件】

- ① 地域医療構想調整会議及び高知県医療審議会の意見を踏まえ、県が必要な取組であると認めたもの。
- ② 病床削減病院等における病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の90%以下であること。
- ③ 地域医療構想の実現を目的とした病床機能再編であること。（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院は対象外）
- ④ 過年度または同一年度内に当給付金の支給を受けていないこと。

【基準額】

- ① 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する1床当たり下記の表の額を支給する。

病床稼働率	減少する場合の1床当たりの単価
50%未満	1,140千円
50%以上 60%未満	1,368千円
60%以上 70%未満	1,596千円
70%以上 80%未満	1,824千円
80%以上 90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

- ② 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床当たり2,280千円を交付する。
- ③ 上記①及び②の算定に当たっては、以下の病床数を除くこと。
  - ・ 回復期機能、介護医療院に転換する病床数
  - ・ 過去に令和2年度病床機能再編支援補助金における地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金及び本事業の支給対象となった病床数
  - ・ 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数

## 2. 統合支援給付金支給事業

【事業内容】 複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

【支給対象】 平成 30 年度病床機能報告において、平成 30 年 7 月 1 日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能と報告した病床数の減少を伴う統合計画に参加する医療機関の開設者である者。

- 【支給要件】
- ① 地域医療構想調整会議及び高知県医療審議会の意見を踏まえ、県が必要な取り組みであると認めた統合計画であること。
  - ② 統合関係医療機関のうち 1 以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。
  - ③ 統合後、統合関係医療機関のうち 1 以上の医療機関が運営されていること。
  - ④ 令和 8 年 3 月 31 日までに統合が完了する計画であり、すべての統合関係医療機関が計画に合意していること。
  - ⑤ 統合関係医療機関の対象 3 区分の総病床数の 10%以上減少すること。

【基準額】 ① 統合関係医療機関ごとに、平成 30 年度病床機能報告において、対象 3 区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数までの間の病床数の減少について、対象 3 区分の病床稼働率に応じ、減少する病床 1 床当たり下記の表に基づいて算出された額の合計額を支給する。

病床稼働率	減少する場合の 1 床当たりの単価
50%未満	1, 140 千円
50%以上 60%未満	1, 368 千円
60%以上 70%未満	1, 596 千円
70%以上 80%未満	1, 824 千円
80%以上 90%未満	2, 052 千円
90%以上	2, 280 千円

- ② 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1 床当たり 2, 280 千円を交付する。
- ③ 上記①及び②の算定に当たっては、統合関係医療機関間の病床融通数、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。
- ④ 「重点支援区域の申請について」（令和 2 年 1 月 10 日付け医政地発 0110 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づく重点支援区域として指定された統合関係病院等医療機関については、上記①及び②により算定された金額に 1.5 を乗じて算定された額の合計額を支給する。

### 3. 債務整理支援給付金支給事業

【事業内容】 複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給する。

【支給対象】 地域医療構想に基づく病院等の統合計画に参加し、統合後に存続している病院であって、統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた病院の開設者である者。

【支給要件】

- ① 地域医療構想調整会議及び高知県医療審議会の意見を踏まえ、県が必要な取り組みであると認めた統合計画による統合後に存続している医療機関であること。
- ② 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。
- ③ 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。
- ④ 統合によって廃止となる病院の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。
- ⑤ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。
- ⑥ 国税、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。

【基準額】 承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定する。

※ 当資料の内容は令和3年5月28日付厚生労働省事務連絡「令和3年度「病床機能再編支援事業」の事業募集について」より抜粋をしております。

詳細については、国の事務連絡をご覧ください。